

グリーンキー基準および解説資料

2026 年 10 月 1 日 ~ 2031 年 12 月 31 日

Green Key Criteria and Explanatory Notes

1 October 2026 – 31 December 2031



Green Key

廃棄物

廃棄物管理および廃棄物削減

廃棄物管理

番号	基準	解説
5.1	施設は、国内法令で定められた方法に従って廃棄物を分別しており、少なくとも３種類のリサイクル可能な区分に分別している。また、従業員は廃棄物の取扱いについて明確な指	関連性 適切な廃棄物分別は、リサイクル、再利用および責任ある資源管理を促進し、廃棄物処理に伴う環境負荷を低減する。また、循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進に貢献するとともに、国内および地域の廃棄物関連法令への適合を支援し、従業員や利用者に持続可能性への意識を醸成する。 実施に関する期待項目 施設は、国内法令（地域条例等を含む）に従って廃棄物を分別している。また、法令上の要件に加え、少なくとも３種類以上のリサイクル可能な区分（紙、ダンボール、金属、缶、ガラス、プラスチック、返金制度対象容器、生ごみ（有機廃棄物）、庭木・剪定ごみ、廃食油、木材、繊維製品、電子機器廃棄物など）に分別している。なお、一般ごみ、混合ごみ、その他のごみ、有害廃棄物（有害廃棄物

	示を受けている。 (I) HH, CHP, SA, CC, R, A ①	は基準 5.4 で扱う) は分別カテゴリーとしてカウントされない。法令上、複数の資源ごみを一つの容器に投入し、後工程で分別する仕組みとなっている場合、その回収方法は 1 つのリサイクル区分としてのみ数える。 すべての廃棄物は、国内および地域の法令に従い安全に保管されている。また、廃棄物保管場所については、整理整頓、清潔な状態の維持が必須である。分別ステーションは、従業員が利用しやすい場所に設置されている。また、明確な表示、分別方法の案内、わかりやすい標識を備えている。案内には文章による説明、ピクトグラム、イラストを含める。理解しやすくするため、点字表示を設置することも推奨される。審査前には、少なくとも 3 種類以上のリサイクル区分が確認できる分別ステーションの写真を提出する。写真には、実際の運用状況が分かるよう、分別容器、ラベル、標識、案内表示が写っていないといけない。 主たる分別ステーションに加えて、少なくとも 1 か所のバックオフィスエリアにおいても、同じ 3 区分以上の分別ができる仕組みを整備している。分別設備は、ごみ発生量の多いすべてのエリアへの設置が推奨される。厨房を有する施設の場合は、厨房内 または厨房の近くへの設置が望ましい。客室利用者がごみを分別できる場合、ハウスキーピング担当者も客室から回収したごみを同様に分別できる体制を整えている。例：清掃カート上の専用区画、分別回収容器。 地域の廃棄物処理インフラの制約により、すべての廃棄物を分別できない場合には、施設は環境影響の大きい廃棄物、地域資源の希少性、代替品輸送距離、地域事情を分析する。その分析に基づき、優先的に分別すべき廃棄物、従業員および利用者への説明内容を決定している。可能な場合、施設はリサイクルよりも再使用（リユース）のための分別を優先し、段ボール、ガラス、容器類などの資材について、第三者による直接的な再使用、再販売、または返却システムへの回収の機会を特定する。本基準は主に施設内における廃棄物の分別を対象としている。一方で、分別後の廃棄物の取扱いや運搬に関する事項については、基準 5.2 で扱われる。 法令上、複数の資源ごみを 1 つの容器で回収し、廃棄物処理事業者が後工程で分別する場合は、施設内での個別分別は必須ではない。ただし、その場合でも従業員は廃棄物管理に関する研修を受けていなければならない。 ①国別適用要件：デンマーク（DK）少なくとも 10 種類以上のリサイクル区分に分別する。フランス（FR）少なくとも 6 種類以上のリサイクル区分に分別する。
--	--	--

		審査証拠 審査員は、分別設備を確認し、以下を検証する。 - 国内法令に従って分別されていること、少なくとも 3 種類のリサイクル区分に分別されていること、提出済み写真と一致していること - 主たる分別ステーションに加えて、少なくとも 1 か所のバックオフィスエリアにおいても、同じ 3 区分以上の分別ができる仕組みを整備していること - 分かりやすい表示や案内が設置されていること - 実際に適切な分別が行われていること（適切な分別の確認のため、審査員は容器を開けて内容物を確認する）分別ミスが確認された場合には、廃棄物管理に関する追加研修の実施が必要となる。是正措置記録、研修実施記録、研修資料、その他関連文書の資料を補足証拠として活用できる。 法令により複数品目を一括回収し、処理事業者が後で分別する仕組みの場合、施設は行政機関からの通知、所管当局からの証明書、その他の公式文書を提示する。
5.2	分別されたすべての廃棄物区分は、地域または国の廃棄物処理機関、民	関連性 基準 5.1 に基づき分別された廃棄物について、資源の純度を維持し混入を防ぐなど、適切な取扱いを行うことは、高品質なリサイクルを実現する上で不可欠である。また、循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進にも貢献する。

	間事業者、または施設自身の設備によって、それぞれ個別に処理されている。(I) HH, CHP, SA, CC, R, A	実施に関する期待事項 施設は、施設内で分別されたすべての廃棄物が、回収後も個別かつ適切に取り扱われるようにしている。回収後の処理には、必要に応じて、追加の選別・分別、リサイクル、適切な処分が含まれる。これらは、それぞれの廃棄物区分に応じた方法で実施される。 施設は、分別廃棄物の回収および処理について、国または地方自治体の廃棄物管理機関、民間廃棄物処理事業者と契約することができる。施設は、一部の分別廃棄物を自ら処理することもできる。例：生ごみの堆肥化、剪定枝等の堆肥化（基準 5.7 参照）。また、回収前に廃棄物の体積を削減する設備を利用することもできる。例：ダンボール圧縮機。 公的機関による回収の場合は、施設は、契約書、請求書を提示できる。これらにより、分別された廃棄物が区分ごとに個別回収・個別運搬されていることを証明する。民間事業者による回収の場合、施設は、請求書に加えて以下のいずれかを提示する。 a) 契約書 分別された廃棄物が個別に回収・運搬されることを示すもの b) 書面による確認書 民間廃棄物処理事業者が、環境基準、衛生基準に従って回収・処理していることを示すもの 施設は適用される法令を遵守しなければならない。法令で明確に定められていない場合でも、施設は以下を実施する。 - リスク評価 環境または健康への悪影響がないことを確認する。 - 適切な再利用・処理 廃棄物が適切にリサイクルまたは処理されていることを確認する。
--	--	---

		廃棄物を海外へ輸送する場合も、施設から直接輸送する場合、廃棄物処理施設を経由する場合のいずれにおいても、分別された状態で回収・輸送されることを施設が確認する責任を負う。 施設の立地条件や地域インフラ不足により十分な処理が困難な場合は、法令で禁止されていない範囲で代替策を検討することが推奨される（例：施設内処理、個人による回収、他団体との共同回収システム）。個人または他団体と協力する場合には、協定書等を作成し、関係者の権利と責任、費用負担、報酬や精算方法、回収後の利用方法、その他の運用ルールを明文化する。 審査証拠 審査時に、施設は、分別されたすべての廃棄物が個別に回収・輸送され、必要に応じて適切に処理されていることを証明する資料を提示する。 a) 公的機関による回収の場合は、分別された廃棄物がそれぞれ回収され、運搬されていることを示す以下の書類を提示する。 - 更新申請施設：過去 24 か月以内の契約書または請求書を一部 - 初回申請施設：過去 6 か月以内の契約書または請求書を一部 b) 民間事業者による回収の場合は、請求書および個別回収・個別輸送を定めた契約書、または環境・衛生基準に従って処理されていることを示す確認書を提示する。 - 更新申請施設：過去 24 か月以内の契約書または請求書を一部 - 初回申請施設：過去 6 か月以内の契約書または請求書を一部 c) 施設内処理の場合は、環境・健康への悪影響がないことを示すリスク評価書、および適切な処理を示す資料を提示する（例：標準作
--	--	---

		業手順書（SOP）、堆肥化手順書、処理記録）。加えて、審査時には設備の現地確認も実施される。 審査員は、廃棄物保管容器を確認し、回収頻度が適切であること、容器数が十分であること、分別廃棄物を適切に保管できていることを検証する。例えば、容器の溢れや容量不足が確認された場合には、回収頻度の増加、容器数の追加などの改善が必要となる。
5.3	施設は、ゲストが少なくとも3種類に廃棄物を分別できる実用的な仕組みを提供している。(I) HH, CHP, SA, CC, A ①	関連性 ゲストに廃棄物分別およびリサイクルに対する意識を高めてもらうためには、目に見えやすく利用しやすい分別の仕組みを提供することが重要である。ゲストが適切な分別に参加することで、施設全体の廃棄物管理システムを支え、リサイクル品質の向上や埋立廃棄物の削減につながる。 実施に関する期待事項 施設は、ゲストが廃棄物を明確かつ実用的に分別できる仕組みを提供している。ゲストが分別した廃棄物は、適切に回収され、最終的に廃棄物管理ステーションに設置された対応する分別容器へ投入される。ゲスト向けの分別システムは、施設全体の廃棄物管理方針（基準 5.1）と整合していなければならない。 少なくとも1か所の主要な公共エリアにおいて、ゲストが廃棄物を分別できるようにしている（例：ロビー、会議エリア、多目的ルーム、廊下、レストラン）。少なくとも3種類の分別区分を提供している。そのうち、一般ごみを必ず1区分として含めなければならない。分別は、廃棄物種別ごとの個別容器、1つの容器内を複数区画に分けた方式のいずれかの方法で実施できる。いずれの場合も、明確なラベル表示、文字による説明、ピクトグラム、イラストによって、分別方法が分かりやすく示されていないといけない。

		施設は、客室内にも分別の機会を提供することが推奨される。また、共用トイレ、駐車場、その他の公共エリアへの設置も推奨される。客室内に複数の分別容器を設置しない場合でも、以下のような仕組みを採用できる。例：紙類や新聞をテーブル上に置く、缶やボトルをごみ箱の横に置く、その他のごみはごみ箱へ入れる。この場合、どの廃棄物をどこへ置くかをゲストが理解できるように明示すること、法令で認められている場合は、従業員が正しく分別されているか確認することが求められる。その後、従業員が適切な分別容器へ移し替える。以下のような宿泊施設では、客室内での分別設備の提供が必要である。例：貸別荘、ホリデーホーム、アパートメントタイプ宿泊施設、宿泊者用キッチン付き施設。これらはゲストによる廃棄物発生量が多いためである。 廃棄物分別に関する情報は、施設の環境への取組紹介の一部としてゲストへ提供している（例：客室内インフォメーションブック、客室テレビ、デジタルサイネージ、公共エリアの案内掲示、多目的ルームエリアの案内（基準 2.3 参照））。施設は、提供する情報が正確で明確であり、容易に理解できるようにしている。 ①国別適用要件：デンマーク（DK）フランス（FR）これらの国では法令により 3 区分以上の分別が求められているため、ゲストにも施設が実施している分別区分と同等の分別方法を提供しなければならない。 審査証拠 審査員は以下を確認する。 • ゲストが利用できる分別設備が少なくとも 1 つの公共エリアに設置されていること • ゲストが少なくとも 3 区分（一般ごみを含む）に分別できること
--	--	--

		• 容器に適切なラベル表示があること、案内表示が分かりやすいこと（文字・ピクトグラム等） • 自炊型施設では客室内に分別設備が設置されていること • ゲスト向け分別システムが施設全体の廃棄物管理システムと整合していること
5.4	有害な化学物質および有害廃棄物は、安全に管理、保管され、認可を受けた受入施設へ安全に搬送されている。（I） HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 有害化学物質および有害廃棄物（液体・固体を問わない）は、適切に保管・取扱い・処分されなければ、人の健康および環境に重大なリスクをもたらす。観光施設において不適切な管理が行われた場合、従業員の化学物質曝露、漏えい、流出事故、土壌汚染、水質汚染、長期的な環境被害のような問題が発生する可能性がある。適切な取扱いおよび処分は、人々と環境を保護し、リスクを低減するとともに、法令順守を確保する。 実施に関する期待事項 施設は、通常発生する有害化学物質および有害廃棄物の種類を一覧化している。また、以下を確実に実施している。 • 適切な取扱い すべての有害化学物質および有害廃棄物について、国内法令、地域条例、安全データシート（MSDS）に従い、特別な注意を払って取り扱う。 • 適切な保管 有害化学物質および有害廃棄物は、密閉容器、明確なラベル表示、を備えた容器で保管している。また、内容物と適合する材質の容器を使用する、化学反応を防ぐため種類別に分離する、必要に応じて受け皿（ドリップトレイ）や防液堤

		(保持タンク)を設置することが求められる。保管場所は、化学物質の種類および法令に応じて、屋内、屋外のいずれでもよいが、環境汚染を防止する構造でなければならない。 - 定期点検 保管容器および保管場所は、施設が定めた頻度で点検し、漏えい、損傷、劣化がないことを確認している。問題が確認された場合は是正措置を実施する。これらの点検は、安全管理または保守管理に関する SOP へ組み込むことができる。 - 専用保管場所（推奨） 有害化学物質および有害廃棄物については、施錠可能な部屋、十分な換気設備を備えた専用スペースで保管することが強く推奨される。また、他の資材、一般廃棄物とは分離して保管し、健康および安全上のリスクを回避する。さらに、屋根のない駐車場には油水分離槽を設置することが推奨される。 - 認可施設への搬送 有害化学物質および有害廃棄物は、国内・地域の法令に従い、認可を受けた処理施設へ安全に搬送する。望ましくは、自治体、認可を受けた民間処理業者が搬送を担当する。あるいは、施設が有害化学物質および有害廃棄物の輸送について、環境面および健康面で安全な方法で実施でき、かつ有害化学物質および有害廃棄物の輸送に関する国・地域の法令を遵守できる場合には、施設自らがその輸送を管理することも認められる。 ホスピタリティおよび観光業界において、有害化学物質の一般的な例としては、アンモニアや漂白剤を含む洗剤、消毒剤、オーブンクリーナーなどの清掃用薬剤、塩素やその他の消毒剤などのプール用薬剤、施設内およびその周辺で害虫駆除のために使用される農薬（例外的な場合にのみ使用が認められる。基準 7.8 参照）、揮発性有機化合物（VOC）を含むことが多い研磨剤、ワックスおよび芳香剤、塗料やシンナー・剥離剤などの溶剤類が含まれる。また、使用済み食用油、ガソリン、ディーゼル燃料、潤滑油などの液体状の油脂類や、「危険」表示が付され、その有害性が示されているその他の化学物質も含まれる。 観光・ホスピタリティ施設において発生する有害な固形廃棄物の代表例としては、使用済み電池（例：リモコン、懐中電灯、宿泊客向けアメニティで使用されるもの）、蛍光灯、使用済みトナーやプリンターインク（有害な残留物やマイクロプラスチックを含む可能性がある）、固形状の油脂類（例：グリル、排水設備、グリーストラップから除去された廃棄物、廃油および使用済みオイルフィルターを含む）、有害物質を含む電子廃棄物（例：電池を内蔵した廃棄電気製品）、医薬品廃棄物（例：施設内で保管されている使用期限切れ
--	--	---

		または未使用の医薬品）、ワニスや接着剤の残渣、スプレー缶、溶剤類、ならびに防腐・防虫処理などの薬剤が含浸された木材が挙げられる。 上記の一覧はあくまで代表例であり、すべてを網羅したものではないことに留意すること。有害化学物質および有害廃棄物の特定にあたっては、国または地域の法令・規制ならびに施設の事業内容や運営実態を踏まえて確認する必要がある。 電球等の有害廃棄物について、地域事情により他の廃棄物と一括回収される場合は、その制約を示す証拠、代替方法を検討した記録を提示する。また、廃棄前の安全保管、新しい処理手法の情報収集を継続していることが求められる。施設間で共同回収を行うことも認められるが、安全性および適切な後処理が確保されている場合に限る。 有害な製品に代わる、より持続可能な代替手段（例：エコラベル認証を取得した電池、液体化学薬品、トナーおよびインク）の導入を検討することを強く推奨する。さらに施設は、使用している有害化学物質の種類および量、ならびに発生する有害廃棄物の種類および量を定期的に評価し、使用そのものの回避、より有害性の低い代替品への置換、またはより効率的な使用による廃棄頻度の削減といった改善の機会を特定することが推奨される。 審査証拠 施設は、通常発生する有害化学物質および有害廃棄物の一覧を提示する。さらに、有害化学物質および有害廃棄物が認可された受入施設へ輸送されていることを示す証拠として、以下のいずれか 1 種類を提示する。 a) 有害化学物質および有害廃棄物が、行政機関または当該廃棄物の取扱いについて認可を受けた民間事業者によって回収・輸送される場合：認可を受けた回収事業者との契約書、または協力関係を証明する書類
--	--	--

		b) 有害化学物質および有害廃棄物の処理が国の環境法令によって規制されていない国：有害化学物質および有害廃棄物が、最寄りの認可された受入施設まで安全に輸送されることを示した標準作業手順書（SOP）さらに施設は、最終処理施設における処理方法、実施されている環境保護措置についても提示する。 c) 施設自らが有害化学物質および有害廃棄物の輸送を行う場合（例：スーパーマーケットや地域の集積所などの公共回収拠点への持込み）：搬入先の住所および回収拠点の種別（共同回収場所、リサイクルセンター等）を示す文書、または有害化学物質・有害廃棄物の自己輸送に関する許可証を提示し、有害化学物質および有害廃棄物の輸送に関する国および地域の法令を完全に遵守していることを証明する。 施設内の目視確認により、有害な固形・液体の化学物質および廃棄物の種類ごとに適切な専用容器が使用されていること、容器が耐久性を有していること、容器から漏えいが発生していないことを確認する。審査中に漏えい、または漏えいの懸念が認められた場合、審査員は関連する管理手順や定期的な漏えい点検記録の提示を求めることがある。
5.5	すべてのトイレの近くにゴミ箱が設置されている。 (I) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 衛生用品をトイレへ流すと、下水道の詰まりや排水処理設備への損傷を引き起こし、河川・海洋などの自然水域の汚染につながる可能性がある。これらの製品にはプラスチックやその他の合成素材が含まれている場合が多く、生分解されず環境へ悪影響を及ぼすことがある。 実施に関する期待事項 衛生用品や医療・介護関連用品を安全かつプライバシーに配慮して廃棄できるようにするため、すべてのトイレから手の届く範囲（1メートル以内）にゴミ箱を設置している。対象となるトイレ：客室内の浴室に設置されたトイレ、客室内の独立式トイレ、従業員用トイレ

		レ、公共トイレ また、便器の近く、もしくは、客室内やトイレ周りにおいて、生理用品、ウェットティッシュ、綿棒などの衛生用品や水に流せない廃棄物をトイレへ流さず、近くのごみ箱へ捨てるように掲示を設置することが強く推奨される。 審査証拠 審査員は、用語集の手法 A に基づき、公共トイレ 1 か所以上、従業員用トイレ 1 か所以上、客室をサンプリング確認する。そのうえで、各トイレから 1 メートル以内にごみ箱が設置されていることを確認する（手法 B）。
5.6	施設は、廃棄物総量、残渣／混合廃棄物および食品廃棄物の量を記録している。（I/G） HH, CHP, CC, R, A (I) SA (G) ①	関連性 廃棄物の発生量を種類別に追跡することは、環境負荷の管理および削減に役立つ。また、異常の早期発見、リサイクル品質の向上、データに基づく意思決定の支援、およびサステナビリティ報告におけるグッドプラクティスとの整合にもつながる。本基準に基づき収集された廃棄物追跡データは、基準 1.2 および基準 1.3 における施設のサステナビリティ目標および行動計画を支援するためのベースラインデータとして活用することもできる。 実施に関する期待事項 施設は、廃棄物総量（追跡しているすべての廃棄物区分を合算したもの）、残渣／混合廃棄物（リサイクルできない廃棄物）、食品廃棄物の廃棄物量について、月次および年次の記録を有している。さらに、基準 5.1 に基づき分別・回収を実施しているその他の廃棄物、または国内法令により記録が求められる廃棄物（例：ガラス、紙、ダンボール、金属、プラスチックなど）についても、月次および年次

	データを記録することが推奨される。報告される「廃棄物総量」には、どの廃棄物区分が計算に含まれているかを明確に示している。有害廃棄物の追跡は必須ではないが、強く推奨される。 廃棄物データは、追跡する各廃棄物区分について、一貫した測定単位を用いて記録されている。使用できる単位の例：重量（例：kg、トン）、容積（例：リットル、立方メートル）。少なくとも、廃棄物総量、残渣／混合廃棄物および食品廃棄物について、過去 2 暦年分の月次および年次データを提示する。初回申請施設については、直近の通年データ、または過去データがない場合には少なくとも 3 か月分のデータを提出する。 廃棄物処理業者が月次または四半期データを提供している場合、施設はそのデータを使用しなければならない。月次データを直接取得できない場合、施設は利用可能なデータに基づき、可能な限り正確な推定値を提示する（該当する例：構造上の制約がある場合、処理業者側の制約がある場合、共有建物である場合、近隣施設と回収場所を共有している場合）。認められる推定方法には以下が含まれる： a) 四半期データの月割り 廃棄物処理業者が提供する四半期データを 3 か月で按分する方法。 b) 「追跡週（四半期ごとに 1 週間）」に基づく推定 実際の廃棄物量を測定し、その結果を基に推定する方法。この場合、年間で少なくとも 4 回、各四半期に 1 回ずつ文書化された「追跡週」が存在していなければならない。 c) 回収回数に基づく追跡 廃棄物区分ごとの回収回数に基づいて推定する方法。 上記のいずれの方法も実施できず、かつ処理業者から月次または四半期データが提供できないことを示す文書を施設が提出する場合には、年次データのための提出も認められる。ただし、既知の年間総量を単純に 12 で割って月次データとするような推定方法は、十分とはみなされない。
--	--

		キャンプ場やホリデーパークなど、一部の施設では、ゲスト自身が他の事業者や住宅と共有する回収場所へ廃棄物を持ち込む場合がある。そのような場合でも、施設は自施設内で発生する運営由来の廃棄物について追跡責任を有している。対象例としては、厨房廃棄物、従業員エリアの廃棄物、メンテナンス廃棄物、清掃廃棄物など。 施設は、使用量の多い運営用品について、品目単位での使用量追跡を開始することが強く推奨される（例：ゴミ袋、ラップフィルム、清掃用品容器、使い捨てスリッパ、使い捨て飲料水ボトル）。年間購入数量、対応する重量およびコストを追跡することで、施設は全体の使用量を押し上げている品目を特定し、優先的な改善策を検討することができる。 ①国別適用要件：フランス（FR）、ポルトガル（PT）、フィンランド（FI）、デンマーク（DK）施設は、廃棄物総量、残渣／混合廃棄物、食品廃棄物、リサイクル可能廃棄物を記録している。デンマーク（DK）およびフィンランド（FI）さらに、各リサイクル廃棄物区分または廃棄物種類ごとの詳細も記録している。 審査証拠 審査時に、施設は以下の月次および年次データを提示する。廃棄物総量（追跡しているすべての廃棄物区分を合算したもの）、残渣／混合廃棄物（リサイクルできない廃棄物）、食品廃棄物また、廃棄物総量がどのように算定されたかを明確に示す。 該当する場合、施設は以下を提示する。 月次または四半期データが利用できない場合、処理業者が提供可能なデータ内容を示す書面確認 例：年次データのみ、四半期データのみ。
--	--	---

		- 推定を用いた場合、その方法（四半期データの 3 か月按分、追跡週に基づく推定）を示す資料。追跡週を用いた場合は、その記録も含む。 - 新規開業施設または初回申請施設で過去データが限られる場合、少なくとも 3 か月分のデータ 必要に応じて、審査員は現地確認により、施設内での廃棄物回収および測定の実施状況を確認する。
5.7	有機性廃棄物は堆肥化されるか、またはその他の用途に活用されている。(G) HH, CHP, SA, CC, R, A ①	関連性 有機性廃棄物は、宿泊・観光施設において発生する廃棄物の大きな割合を占める。適切に管理することで、有機性廃棄物は価値ある資源として活用することができる。その結果、土壌の健全性向上、埋立処分によるメタンガス排出の削減、堆肥化、家畜飼料化、バイオガス化など、循環型経済（サーキュラーエコノミー）への貢献が可能となる。有機性廃棄物を分別し再利用することは、施設の環境負荷を低減し、運営の持続可能性を向上させる。 実施に関する期待事項 施設は、有機性廃棄物を分別し再利用する仕組みを有している。有機性廃棄物には以下が含まれる。食品廃棄物、庭園ごみ、コーヒーかす、野菜くず、果物の皮、茶葉、堆肥化可能な包装材（該当する場合）。食品廃棄物と庭園ごみが適切に処理できるよう、施設は処理方法を選択する前に、発生源ごとに明確に分別している。対象となる処理方法の例：堆肥化、バイオガス化、外部回収。 施設は、少なくとも以下のいずれかの方法を採用している。

		a) 施設内で堆肥化する： 施設内堆肥化は推奨されており、堆肥化に適した食品廃棄物および庭園ごみを対象とする。この場合、施設は堆肥化プロセスの責任者を任命している。責任者は、堆肥化手順、安全管理について適切な研修または指導を受けており、その記録が文書化されている。施設は、堆肥の利用方法を説明できる（例：造園、園芸、地域農業）。特に、施設内の植栽や菜園への肥料利用が強く推奨される。 b) 外部事業者へ引き渡す： 有機性廃棄物を外部事業者へ回収してもらい、堆肥化、バイオガス製造、その他環境に配慮した方法で処理する（例：堆肥化施設、メタン発酵施設、エネルギー・肥料製造事業者）。この方法を採用する場合、施設は以下を示す資料を提示する。回収事業者名、回収対象となる有機性廃棄物の種類（例：食品廃棄物、庭園ごみ、生分解性容器）、および最終処理方法（堆肥化、バイオガス化、農業利用など）。 c) 家畜飼料として活用する： 食品残渣など適切な有機性廃棄物を地域の農場へ提供し、家畜飼料として利用する。ただし、食品廃棄物の飼料利用が国内または地域法令で認められている場合に限る。その場合、施設は、衛生基準、保管基準、輸送基準に適合している。また、それらを証明する文書を保有している。法令で禁止または制限されている場合は、その法令に従う。 施設内で堆肥化を行う場合は、国内法令および以下の実践を遵守する。 - 適切な炭素・窒素バランスにおいて、窒素分の多い「グリーン材」、炭素分の多い「ブラウン材」を適切に組み合わせる。 - 定期的な切り返しは、施設が定めた頻度で堆肥を攪拌し、十分な酸素供給を行う。 - 水分管理は、嫌気状態、乾燥状態を防ぐ。 - 害虫および降雨対策は、カバー、密閉容器、保護設備を使用する。
--	--	--

		・ 設置場所への配慮は、堆肥置場は、悪臭を発生させないこと、ゲストや従業員の利用エリアへ影響しないことが求められる。 ①国別適用要件：フランス（FR）本基準は必須項目である。 審査時の証拠 施設は、採用している方法に応じて以下を提示する。 a) 施設内堆肥化の場合： 堆肥設備（堆肥置場、コンポスター等）、現地確認、責任者の氏名、研修受講記録、堆肥利用方法の説明 b) 外部処理の場合： 外部事業者との契約書、回収対象廃棄物の種類を示す資料、処理方法を説明する資料 例：堆肥化、バイオガス製造 c) 家畜飼料利用の場合： 法令上認められていることを示す資料、運用記録、地域農場との協力記録 すべてのケースにおいて、審査員は発生源別の有機性廃棄物分別システムが存在すること、実際の運用が選択した処理方法と整合していることを確認する。これにより、施設が有機性廃棄物を適切に分別し、再利用または資源化していることを確認する。
--	--	---

廃棄物削減

5.8	館内で提供する飲食サービスにおいて、使い捨ての飲食提供用品は使用していない。 (I) HH, CHP, SA, CC, R, A ①	関連性 使い捨ての飲食提供用品は、多くの資源を消費し、宿泊・観光施設における廃棄物発生の大きな要因となっている。また、十分にリサイクルされることは少ない。これらを排除することにより環境負荷を軽減でき、より持続可能で循環型の消費行動への転換を促進する。再利用を優先し、使い捨てを避けることは、廃棄物削減および気候変動対策とも整合する。 実施に関する期待事項 施設は、館内で提供する飲食サービス（Food & Beverage：F&B）において、使い捨ての飲食提供用品を使用していない（対象例：カップ、グラス、皿、カトラリー、ストロー、マドラーなど）。本基準は以下を含むすべての館内飲食サービスに適用される。レストラン、バー、多目的ルーム、スナックバー、ルームサービス、ウォーターサーバー、客室、浴室、コーヒー・ティーステーション、その他ゲスト向けエリア。 以下の場合に限り、使い捨て用品の提供が認められる。テイクアウト用途（例：テイクアウト用コーヒー、テイクアウト用紅茶、テイクアウト用食品、朝食弁当）、100名を超える立食ビュッフェ、安全上または法令上必要な場合（例：プールエリア、衛生管理上使い捨てが必要な場所）。使用する使い捨て用品は、従来型プラスチック製であってはならない。代わりに以下を使用する。認証済み生分解性または堆肥化可能プラスチック（第三者認証機関による認証を受けているもの）、または非プラスチック素材（例：紙（可能な限りプラスチックコーティングなし）、段ボール、木材、コーンスターチ、植物由来素材）。さらに、代替素材についても、生分解性または堆肥化可能であることが認証されていることが推奨される。テイクアウト用品は、常設配置・標準提供を唯一の選択肢として提供しないために、使い捨てカップや蓋を自由に取れる状態で置かないなど、使用量を積極的に削減する。
-----	--	---

	テイクアウト用品または安全上やむを得ない使い捨て用品については、以下の方法で、数量計測とモニタリングを実施することが推奨される。 • 年間使用数の削減目標 • 長期目標としてすべての使い捨て用品を廃止（堆肥化可能製品を含む） • 例外利用の記録 例：プールエリアで使用した数量、特別イベントで使用した数量 ①国別適用要件：スウェーデン（SE）フランス（FR）以下は認められない。認証済み生分解性プラスチック、認証済み堆肥化可能プラスチック、（第三者認証付きであっても不可）。このため、テイクアウト用品は以下の非プラスチック素材のみ使用できる。紙（可能な限りプラスチックコーティングなし）、段ボール、木材、コーンスターチ、その他の植物由来生分解性素材。 審査証拠 審査員は、以下のゲスト利用エリアにおいて、使い捨て飲食提供用品が使用されていないことを確認する（例：客室、レストラン、バー、多目的ルームエリア、その他の共用エリア）。また、用語集の手法 A に基づき、少なくとも 1 か所の保管場所をサンプリング確認し、基準への適合を検証する。 テイクアウト用品、100 名超の立食ビュッフェ、安全上使い捨て用品が必要な場合には、審査員が以下の追加確認を行う。 • 従来型プラスチック製の使い捨て用品を使用していないこと
--	--

		使用されている使い捨て用品が認証済み生分解性、堆肥化可能素材、または非プラスチック素材（紙（可能な限りプラスチックコーティングなし）、段ボール、木材、コーンスターチ、その他植物由来の生分解性素材）であること。 必要に応じて、審査員は製品認証書、SDS（安全データシート）の提示を求めることができる。これにより、生分解性または堆肥化可能性、およびその適用条件を確認する。
5.9	各飲食提供サービスにおいて、個包装された使い切りサイズの飲食製品は5種類以下である。（I） HH, CHP, SA, CC, R, A ①	関連性 個包装された使い切りサイズの飲食製品（F&B 製品）は、多くの包装廃棄物を発生させる。その使用を制限することにより、廃棄物発生の抑制、飲食サービスに伴う環境負荷の低減、再利用可能な容器や資源効率の高い提供方法への移行を促進することができる。 実施に関する期待事項 施設は、主要な飲食サービスエリアにおいて、個包装された使い切りサイズの飲食製品の使用を制限している。1 回の飲食提供サービス（ケータリングオファー）では、個包装された使い切りサイズの飲食製品は5種類以下でなければならない。 本基準は、レストラン、カフェ、バー、従業員食堂、ルームサービス（客室内のコーヒー・ティーステーションを含む）に適用される。テイクアウトサービス、売店・キオスク、ミニバーは本基準の対象外である。ただし、これらの場所においても使い捨て製品の使用を削減することが推奨される。 対象となる飲食製品の例：ミルク/クリーム、砂糖、バター、はちみつ、ジャム、ヨーグルト、チーズ、塩/こしょう、紅茶、ケチャップ、マヨネーズ等のその他ソース類。1 種類として数えることができる例： 同じ機能区分に属する場合はまとめて1 種類として数えることができる。例：コーヒー（全種類）、ジャム（全種類）、紅茶（全種類）、塩・こしょう（全種類）、砂糖類（全種類） 計算対象外

	となる製品：市販の密封飲料（例：炭酸飲料、ビール、ワインボトル）アレルギー・食事制限対応食品（例：グルテンフリー製品、ラクトースフリー製品、医療上必要な特別食）、ケータリング業者から納品される弁当・配膳トレイ、そのまま販売される軽食類（例：アイスクリーム、子ども向けデザート、包装済みスナック）は「5 種類」の計算に含めない。さらに、24 時間厨房サービスがない、厨房が営業時間外で閉鎖されている場合には、ルームサービス向けの使い切り製品が認められる。ただし、ゲストへ提供される製品について、個包装された状態で納品されたものを、施設側で詰め替えて再利用容器へ移し替えて提供することは認められない。本基準では、ゲストにそのまま提供されるすべての製品が対象となる。 施設は、すべての個包装製品を段階的に廃止することが強く推奨される（代替例：小型ガラスのような再利用可能な容器による提供）。使い捨てプラスチックの使用は推奨されない。ただし、法令上必要な場合、衛生および安全上必要な場合には使用できる。その場合、施設は使用を義務付ける法令等の証拠を提示できなければならない。個包装製品については、包装材のリサイクルを確保することが強く推奨される。 さらに施設は以下を実施することが推奨される。 • すべての使い切り F&B 用製品の段階的廃止 • 年間使用量の定量的な把握、削減率のモニタリング、使い切り製品削減目標の設定 ①国別適用要件：オランダ（NL）上記要件に加え、以下の製品は個包装で提供してはならない。ミューズリー、コーンフレーク、チーズ、食肉製品（ハム等）、コーヒーマイルク、牛乳ヨーグルト 審査時の証拠 審査員は施設内の飲食サービスを確認し、飲食提供サービス 1 回ごとに、個包装された使い切りサイズの飲食製品が 5 種類以下であることを確認する。
--	--

5.10	石けん、シャンプー、コンディショナーおよびボディソープは、ディスペンサーで提供されている。(I) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 個包装された石けん、シャンプー、コンディショナーおよびボディソープは、大量のプラスチック廃棄物および製品ロスを発生させ、宿泊施設の環境負荷を増加させる。詰め替え式ディスペンサーを利用することで、使い捨て包装を大幅に削減できるとともに、衛生基準を維持しながら資源の効率的な利用を促進できる。 実施に関する期待事項 施設は、石けん、シャンプー、コンディショナーおよびボディソープを、使い捨てのトラベルサイズ容器ではなく、詰め替え可能なディスペンサーで提供している（対象場所：客室内浴室、公共エリアのトイレ、従業員用トイレ、従業員用シャワー室）。また、ディスペンサーで提供している製品と同じ種類のトラベルサイズの個包装アメニティを客室内に追加で設置してはならない。 ディスペンサーとは、恒久的に設置された設備 または 繰り返し再充填して利用する容器を指す。補充は、施設自身 または 製品メーカーが行うことができる。可能な場合には、回収、洗浄、再利用、再充填を行うメーカーとの協力が推奨される。 一部の国では法令上、詰め替え式ディスペンサーが使用できない場合がある。その場合、使い切りの大容量容器（セミリユース型容器）の使用が認められる（例：ディスペンサーと容器が一体化した製品、内容物使用後に容器ごと廃棄するタイプ）。ただし、以下の条件を満たさなければならない。 • 容器をリサイクルしていること • ハウスキーピング SOP に以下が明記されていること 容器は完全に空になった場合のみ廃棄する

		- メーカー回収システムがある場合 施設は請求書、契約書、回収記録/トレーサビリティ記録を提示し、メーカーによる回収・再利用・再充填が実施されていることを証明する。 固形石けんは、紙や段ボールの包装材（プラスチック包装不可）を使用しており、使用済み石けんのリサイクルについて協力体制または実施計画を有している場合に限り使用できる（※石けん再利用が法的に認められている国に限る）。 審査証拠 審査員はディスペンサーの設置状況を確認するとともに、以下を確認する。 - ディスペンサーの種類は、詰め替え式ディスペンサー、認められた大容量セミリユース容器のいずれかが使用されていること。セミリユース容器の場合、施設は容器のリサイクル証拠、ハウスキーピング SOP を提示する。SOP には、容器は完全に空になってから廃棄することが明記されていなければならない。 - 必要に応じて、関連法令への適合を証明する資料を提示する。 - 追加の使い捨てアメニティが置かれていないこと：審査員は、少なくとも 1 か所の保管エリア、客室（用語集の手法 A によるサンプリング）を確認し、ディスペンサーで提供されている製品と同種の使い捨てアメニティが追加で設置されていないことを確認する。
5.11	バニティキットおよびその他の使い捨てアメニティは、客室の最大	関連性 バニティキットやその他の使い捨てアメニティを、必要な場合のみ提供する方式にすることで、不必要な消費や包装廃棄物を大幅に削減できる。この取組は、持続可能な宿泊施設運営の考え方と一致し、利用者に対して資源を大切に使う意識を促すことにもつながる。

	50%までにのみ設置されている。 (2028年12月31日までG、2029年1月1日よりI) HH, CHP, SA ①	実施に関する期待事項 2028年12月31日までは本基準への適合は努力項目（ガイドライン）だが、2029年1月1日以降は義務（必須項目）となる。 施設は、客室の少なくとも50%において、バニティキットおよびその他の使い捨てアメニティを設置していない。ただし、施設全体でこれらを客室に設置しないことが強く推奨される。これらのアメニティは、フロント、その他のサービス拠点において、ゲストからの要望があった場合のみ提供する。施設の標準作業手順書（SOP）には、アメニティを設置している客室、アメニティを設置していない客室が明確に記載されていなければならない。 本基準の対象には以下が含まれる（これらに限定されない）。シャワーキャップ、くし、カミソリ、歯ブラシ、歯磨き粉、綿棒、メイク落としパッド、爪やすり、デンタルフロス、保湿剤、靴磨き用品、スリッパ、ソーイングキット、シェービングキット、デンタルキット、生理用品キット、その他の使い捨てアメニティなど。歯ブラシのみフロント配布、その他は客室設置といった運用は適合とは認められない。つまり、対象アメニティ全体について同じ運用を適用しなければならない。 以下が推奨される。 - 可能な限りプラスチックを避けること（代替例：再生プラスチック、木材、紙、エコラベル認証製品、生分解性素材） - 利用状況の把握： 施設は、利用者からのアメニティ要求数を記録することが推奨される。これにより、実際の需要把握、廃棄物削減機会の特定が可能となる。 - ゲストへの周知： 施設は、バニティキットおよび使い捨てアメニティに関して、資源の有効利用と廃棄物削減のための取組であることをゲストへ説明することが推奨される。
--	--	--

		・ 再利用製品の活用： 可能な場合は、使い捨て製品の代わりに再利用可能な製品を提供することが推奨される。例：回収して洗浄・再利用するスリッパなど。 施設は、これらの使い捨てアメニティの提供自体を段階的に廃止することが推奨される。なお、対象となる使い捨てアメニティを一切提供していない施設は、自動的に本基準へ適合している（現地審査により確認される）。 ①国別適用要件：ベルギー（BE）バニティキットおよびその他の使い捨てアメニティは、すべての客室において提供してはならない。 審査証拠 施設は、標準作業手順書（SOP）を提示する。SOP にはアメニティ設置客室一覧、アメニティ非設置客室一覧を明記する。 審査員は、客室の少なくとも50％で、バニティキット、その他の使い捨てアメニティが設置されていないことを確認する。また、これらが要望時のみ提供されていることを確認する。さらに、用語集に定める手法Aに基づき客室をサンプリング調査し、SOPに記載された内容と実際の運用が一致していることを検証する。 施設の分類上、すべての客室にバニティキットその他の使い捨てアメニティの提供が求められる特別な場合には、施設は分類基準チェックリストの抜粋と、その分類の承認を証明する書類を組み合わせ提示するなどの方法により、その要件への適合を証明する。
5.12	テイクアウト用	関連性

の飲食物について、施設はゲストが自分の容器を持参する、または返却可能な容器を利用できる仕組みを提供している。 (G) HH, CHP, SA, CC, R, A	テイクアウト用の飲食サービスは、使い捨て包装廃棄物の大きな発生源であり、その多くは施設外で適切に回収・リサイクルされないまま廃棄される。再利用可能または返却可能な容器を提供することにより、廃棄物の大幅な削減、循環型システムの推進、ゲストの持続可能な行動への参加促進につながる。 実施に関する期待事項 法令で禁止されていない限り、施設は施設内外で提供するテイクアウト飲食物について、以下のいずれかの仕組みを提供している。 a) ゲストによるマイ容器の利用 ゲストが持参した再利用可能な容器を利用できるようにしている。 b) 返却式容器システム 再利用可能な容器（ガラス容器、ステンレス容器、その他耐久性の高い素材の容器）をデポジット（預り金）方式で提供する。 施設は、この取組について利用者に分かりやすく周知している（例：ポスター、メニュー表、デジタル案内、ウェブサイト、アプリ）。本基準は、テイクアウト食品の提供が一般的であり、包装廃棄物の発生量が多くなりやすいオールインクルーシブホテル、キャンプ場、売店やフードコートを備えたホリデーパークにおいて特に重要であるが、施設内外を問わずテイクアウト用の飲食物（F&B）を提供するすべての施設に原則として適用される。 ゲストの参加を促進するため、施設はデポジット制度の導入、リユース容器ネットワークとの連携、再利用可能な容器を持参したゲストへのインセンティブの提供を行うことが推奨される。 ①国別適用要件：フランス（FR） オランダ（NL） 本基準は必須項目である。 審査証拠
--	--

	①	審査時に、施設は再利用可能容器または返却式容器に関する仕組みを説明する。審査員は表示の掲載、メニューの記載、ウェブサイトの案内、その他の周知資料を確認する。
5.13	ベッドリネンおよびバスルームリネンは使い捨てではなく、プラスチック包装された状態で納品されていない。(G) HH, CHP, SA	関連性 使い捨てプラスチック製品および使い捨て資材は、世界的な廃棄物の発生、資源の枯渇、ならびにあらゆる環境における汚染の大きな要因となっている。プラスチック製の使い捨て包装および使い捨てリネンを排除することにより、施設は循環型かつ持続可能な経済への移行を積極的に支援する。 実施に関する期待事項 現地の衛生関連法令等により本基準が適用できない場合を除き、施設は使い捨てのベッドリネンおよびバスルームリネンを使用または提供しない。これには、使い捨てシーツ、枕カバー、アンダーケース（枕保護カバー）、マットレスプロテクター、掛け布団カバー、タオル（ハンドタオルを除く）、バスマットが含まれる。 さらに、リネンの管理・洗濯が外部事業者によって行われている場合（例：レンタルリネン）、リネンは使い捨てプラスチックで包装された状態で納品されてはならない。代わりに、カバー付き運搬用トロリー、再利用可能な布製バッグ（テキスタイルバッグ）のような再利用可能な方法が使用される。 審査証拠

	保管場所の目視確認において、審査員は使い捨てリネンが使用されていないことを確認する。また、外部委託されたリネンが使い捨てプラスチックで包装されていないことを確認するため、納品プロセスも確認する。 さらに、審査員が不整合を確認した場合や不適切な運用が疑われる場合には、適合性を確認するため、用語集に記載された手法 A に従って客室のサンプリング調査を実施する。 特別な状況として、審査時にベッドリネンおよびバスルームリネンの納品状況を目視で確認できない場合、施設はサプライヤーによる確認資料（写真等）、リネンサービス契約書のような証拠を提示する。これらにより、リネンの納品がプラスチックフリーであることを示す。また、施設が「現地の衛生関連法令により本基準は適用できない」と主張する場合には、その主張を裏付ける証拠を提示しなければならない。審査員は、引用された衛生関連法令の適用範囲を確認し、適合性を検証する。
--	--